

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

栃木県那須塩原市高林 A・B 地区(湯宮・鳴内の山林部)の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称

高林 AB 地区の地籍図原図及び地籍簿(案)

2. 閲覧期間

令和7年12月 4日から

20日間

令和7年12月24日まで

3. 閲覧場所

栃木県宇都宮市西一の沢町 8 番 22 号

栃木県森林組合連合会 業務課 地籍調査室

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時30分まで行うこととする(ただし、閉庁日を除く)。

令和7年12月 4日

栃木県森林組合連合会
代表理事会長 佐藤 和之

